

## 社会福祉審議会における主な意見について

- ・ 合理的配慮の提供を横出し・上乘せをされることは当事者にとってありがたい。
- ・ 条例により合理的配慮の提供が事業者にも法的義務化とされた場合に、事務的、金銭的な問題があり、どこまで対応できるのかが心配。
- ・ 条例は必要であり、制定をお願いしたい。
- ・ 「生きづらさ」を抱えた人のすべてを対象とすると障害者差別解消法の趣旨がぼやけるのではという懸念がある一方で、生きづらさを抱える方を無視して障害者だけを対象とすることも問題だと思っている。 県民の方に理解してもらえる内容としていかなければならない。
- ・ 一番の論点は対象者の範囲、どの範囲を対象とするのかということが非常に大きな論点。
- ・ 当事者の意見を一番大切にして多数の意見を聞きながら進めてもらいたい。
- ・ いろんな立場が議論をして、障害のある人もない人も対等な立場で共生社会をどうデザインするのか話していく必要がある。
- ・ 障害のある人たちという部分だけではなく、まちづくりという視点で議論していく必要がある。
- ・ 見た目ではわからない障害のある方を差別解消法にどう結び付けていくのが難しい。
- ・ インクルーシブ教育をしっかりとっていくことが、結果的に一般的な社会の障害者理解だけではなく、生きづらさが無くなっていくことにつながると思うので、そこに力を入れられるような取組になればよい。